

平成30年11月27日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 86号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 87号	秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第 88号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第 89号	専決処分について（平成30年度秩父市一般会計補正予算（第3回））	19
議案第 90号	市道の路線変更について	25
議案第 91号	市道の廃止について	30
議案第 92号	工事請負変更契約の締結について	32
議案第 93号	秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	33
議案第 94号	秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例	34
議案第 95号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例	36
議案第 96号	秩父市立共同調理場条例の一部を改正する条例	37
議案第 97号	平成30年度秩父市一般会計補正予算（第4回）	38
議案第 98号	平成30年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）	44
議案第 99号	平成30年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）	48
議案第100号	平成30年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第2回）	51
議案第101号	平成30年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）	53
議案第102号	平成30年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）	55
議案第103号	平成30年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）	57

議案第86号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条の6第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1及び別表第2を別記のように改める。

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の3第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「、100分の72.5」に改める。

第16条の6第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秩父市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成30年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与について改定を行いたいため。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	187,000	223,200	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	188,800	225,100	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	190,600	226,800	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	192,400	228,400	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	194,000	230,000	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	195,800	231,600	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	197,600	233,100	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	199,400	234,700	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	200,900	236,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	202,700	237,800	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	204,500	239,300	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	206,300	240,900	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	207,900	242,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	209,700	243,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	211,500	245,200	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	213,300	246,600	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	214,700	248,100	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	216,500	249,600	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	218,200	250,900	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	220,000	252,300	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	221,700	253,800	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	223,400	255,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	225,000	257,100	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	226,600	258,900	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	228,000	260,500	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	229,700	262,300	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	231,300	264,000	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	232,900	265,700	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	234,000	267,600	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	235,500	269,500	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	236,900	271,300	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	238,200	273,100	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	194,000	239,500	274,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,400	240,700	276,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	196,900	241,700	278,600	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	198,400	242,900	280,300	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	199,700	244,200	281,800	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	201,000	245,300	283,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	202,200	246,500	285,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	203,500	247,800	287,400	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	204,800	248,700	289,000	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	206,100	250,100	290,700	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	207,400	251,500	292,500	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	208,700	252,900	294,300	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	209,800	254,300	295,800	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	211,100	255,700	297,500	349,600	370,300	397,500	439,000	468,600
	47	212,400	257,100	299,000	351,100	371,200	398,200	439,400	468,600
	48	213,700	258,400	300,600	352,600	372,100	398,900	440,100	468,600
	49	214,800	259,600	302,200	354,200	373,000	399,500	440,600	468,600
	50	215,900	260,900	303,900	355,000	373,800	400,100	441,000	468,600
	51	216,900	262,300	305,500	356,200	374,600	400,600	441,400	468,600
	52	218,000	263,600	307,200	357,200	375,400	401,000	441,800	468,600
	53	219,100	264,700	308,100	358,100	376,100	401,400	442,200	468,600
	54	220,100	265,800	309,600	359,200	376,800	401,700	442,600	468,600
	55	221,000	267,100	311,100	360,100	377,500	402,000	443,000	468,600
	56	222,000	268,400	312,700	361,200	378,200	402,300	443,300	468,600
	57	222,400	269,400	314,300	362,100	378,700	402,600	443,600	468,600
	58	223,300	270,500	315,900	362,800	379,300	402,900	444,000	468,600
	59	224,100	271,800	317,500	363,500	379,900	403,200	444,300	468,600
	60	224,900	273,100	319,000	364,200	380,600	403,500	444,600	468,600
	61	225,600	274,000	320,500	364,600	381,000	403,800	444,900	468,600
	62	226,600	275,000	321,700	365,200	381,700	404,100	444,900	468,600
	63	227,400	275,900	322,900	365,900	382,300	404,400	444,900	468,600
	64	228,300	277,000	324,100	366,600	382,900	404,700	444,900	468,600
再任用職員以外の職員	65	229,000	278,100	324,800	366,900	383,300	405,000	444,900	468,600
	66	229,800	279,100	325,700	367,600	383,900	405,300	444,900	468,600
	67	230,700	280,000	326,500	368,300	384,500	405,600	444,900	468,600
	68	231,700	281,000	327,300	369,000	385,100	405,900	444,900	468,600

69	232,400	281,500	328,200	369,300	385,500	406,100		
70	233,100	282,400	328,600	369,900	386,000	406,400		
71	233,700	283,100	329,300	370,600	386,500	406,700		
72	234,500	284,000	330,100	371,200	387,100	407,000		
73	235,300	285,000	330,900	371,500	387,400	407,200		
74	236,000	285,800	331,600	372,100	387,800	407,500		
75	236,700	286,600	332,300	372,800	388,200	407,800		
76	237,300	287,400	333,000	373,400	388,600	408,000		
77	238,000	288,200	333,500	373,800	388,900	408,200		
78	238,800	288,700	334,100	374,300	389,200	408,500		
79	239,600	289,100	334,600	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	289,600	335,200	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	289,800	335,500	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	290,100	336,000	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	290,300	336,400	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	290,700	336,900	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	290,900	337,300	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	291,100	337,800	378,200	391,300			
87	244,900	291,500	338,300	378,600	391,600			
88	245,600	291,800	338,800	379,000	391,800			
89	246,100	292,100	339,100	379,400	392,000			
90	246,600	292,400	339,500	379,900	392,300			
91	246,900	292,700	340,000	380,300	392,600			
92	247,300	293,100	340,400	380,700	392,800			
93	247,600	293,400	340,700	381,000	393,000			
94		293,800	341,100					
95		294,100	341,600					
96		294,500	342,000					
97		294,700	342,200					
98		294,900	342,600					
99		295,200	343,100					
100		295,600	343,500					
101		295,800	343,700					
102		296,100	344,100					
103		296,500	344,500					
104		296,900	344,800					
105		297,100	345,100					
106		297,400	345,500					
107		297,800	345,900					
108		298,100	346,300					
109		298,300	346,800					
110		298,600	347,200					
111		299,000	347,600					
112		299,300	348,000					
113		299,500	348,500					
114		299,900	348,900					
115		300,300	349,200					
116		300,600	349,500					
117		300,800	350,000					
118		301,000						
119		301,300						
120		301,700						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,100						
126		303,300						
127		303,600						
128		303,900						
129		304,200						
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	281,900	444,100	566,500
	2	284,800	446,400	569,600
	3	287,700	448,700	572,700
	4	290,600	451,000	575,800
	5	293,500	453,300	578,700
	6	296,400	455,600	581,100
	7	299,300	457,900	583,500
	8	302,200	460,200	585,900
	9	305,100	462,500	588,100
	10	308,000	464,800	589,600
	11	310,900	467,100	591,100
	12	313,800	469,400	592,600
	13	316,700	471,700	594,100
	14	319,600	474,000	595,200
	15	322,500	476,200	596,300
	16	325,400	478,500	597,200
	17	328,300	480,700	598,400
	18	331,200	482,900	599,400
	19	334,100	485,100	600,400
	20	337,000	487,300	601,400
	21	339,900	489,300	602,400
	22	342,800	491,400	603,400
	23	345,700	493,500	604,400
	24	348,600	495,600	605,400
	25	351,500	497,700	606,400
	26	354,400	499,800	607,400
	27	357,300	501,900	608,400
	28	360,200	504,000	609,400
	29	363,100	506,100	610,400
	30	366,000	508,100	611,400
	31	368,900	510,100	612,400
	32	371,800	512,100	613,400
	33	374,700	513,900	614,400
	34	377,600	515,700	615,400
	35	380,500	517,600	616,400
	36	383,400	519,500	617,400
	37	386,300	521,200	618,400
	38	389,200	523,000	619,400
	39	392,100	524,800	620,400
	40	395,000	526,600	621,400

41	397,900	528,200	622,400
42	400,800	530,000	623,400
43	403,700	531,800	624,400
44	406,500	533,600	625,400
45	409,100	535,200	626,400
46	411,800	537,000	627,400
47	414,600	538,700	628,400
48	417,300	540,500	629,400
49	419,500	542,100	630,400
50	422,200	543,700	631,400
51	424,800	545,100	632,400
52	427,500	546,700	633,400
53	429,900	548,200	634,400
54	432,400	549,600	635,400
55	434,800	551,000	636,400
56	437,300	552,300	637,400
57	439,300	553,500	638,400
58	441,700	554,500	639,400
59	444,000	555,500	640,400
60	446,400	556,500	641,400
61	447,900	557,500	642,400
62	450,300	558,400	643,400
63	452,600	559,300	644,400
64	454,900	560,200	645,400
65	456,900	561,000	646,400
66	459,200	561,900	647,400
67	461,400	562,800	648,400
68	463,700	563,700	649,400
69	465,800	564,600	650,400
70	468,100	565,500	651,400
71	470,400	566,400	652,400
72	472,600	567,100	653,400
73	474,600	568,000	654,400
74	476,700	568,900	655,400
75	478,800	569,800	656,400
76	480,900	570,700	657,400
77	483,000	571,600	658,400
78	484,800	572,500	659,400
79	486,600	573,400	660,400
80	488,400	574,300	661,400
81	490,100	575,200	662,400
82	491,900	576,100	663,400
83	493,700	577,000	664,400
84	495,500	577,900	665,400
85	497,100	578,800	666,400
86	498,800	579,700	667,400
87	500,600	580,600	668,400
88	502,400	581,500	669,400

	89	504,000	582,400	670,400
	90	505,300	583,300	671,400
	91	506,600	584,200	672,400
	92	507,900	585,100	673,400
	93	508,900	586,000	674,400
	94	510,200	586,900	675,400
	95	511,500	587,800	676,400
	96	512,800	588,700	677,400
	97	513,800	589,600	678,400
	98	514,600	590,500	679,400
	99	515,400	591,400	680,400
	100	516,200	592,300	681,400
	101	517,100	593,200	682,400
	102	517,900	594,100	683,400
	103	518,800	595,000	684,400
	104	519,600	595,900	685,400
	105	520,500	596,800	686,400
	106	521,400	597,700	687,400
	107	522,100	598,600	688,400
	108	523,000	599,500	689,400
	109	523,900	600,400	690,400
	110	524,700	601,300	691,400
	111	525,600	602,200	692,400
	112	526,500	603,100	693,400
	113	527,300	604,000	694,400
	114	528,200	604,900	695,400
	115	529,100	605,800	696,400
	116	529,800	606,700	697,400
	117	530,600	607,600	698,400
	118	531,500	608,500	699,400
	119	532,400	609,400	700,400
	120	533,300	610,300	701,400
	121	534,100	611,200	702,400
	122	535,000	612,100	703,400
	123	535,900	613,000	704,400
	124	536,800	613,900	705,400
	125	537,600	614,800	706,400
	126	538,500	615,700	707,400
	127	539,400	616,600	708,400
	128	540,300	617,500	709,400
	129	541,100	618,400	710,400
	130		619,300	
	131		620,200	
	132		621,100	
	133		622,000	
	134		622,900	
	135		623,800	

再任職
以外の
職員

136	624,700
137	625,600
138	626,500
139	627,400
140	628,300
141	629,200
142	630,100
143	631,000
144	631,900
145	632,800
146	633,700
147	634,600
148	635,500
149	636,400
150	637,300
151	638,200
152	639,100
153	640,000
154	640,900
155	641,800
156	642,700
157	643,600
158	644,500
159	645,400
160	646,300
161	647,200
162	648,100
163	649,000
164	649,900
165	650,800
166	651,700
167	652,600
168	653,500
169	654,400
170	655,300
171	656,200
172	657,100
173	658,000
174	658,900
175	659,800
176	660,700
177	661,600
178	662,500
179	663,400
180	664,300
181	665,200
182	666,100

183			667,000	
184			667,900	
185			668,800	
186			669,700	
187			670,600	
188			671,500	
189			672,400	
190			673,300	
191			674,200	
192			675,100	
193			676,000	
194			676,900	
195			677,800	
196			678,700	
197			679,600	
198			680,500	
199			681,400	
200			682,300	
201			683,200	
202			684,100	
203			685,000	
204			685,900	
205			686,800	
206			687,700	
207			688,600	
208			689,500	
209			690,400	
210			691,300	
211			692,200	
212			693,100	
213			694,000	
214			694,900	
215			695,800	
216			696,700	
217			697,600	
再任用職員		393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	161,400	196,500	248,100	279,900	327,000
	2	163,000	198,100	249,300	281,900	329,000
	3	164,600	199,700	250,500	284,100	331,200
	4	166,200	201,300	251,900	286,200	333,400
	5	167,800	202,900	253,100	288,300	335,200
	6	169,400	204,500	254,300	290,400	337,400
	7	171,000	206,100	255,500	292,500	339,400
	8	172,600	207,700	256,600	294,600	341,600
	9	174,200	209,300	257,900	296,600	343,400
	10	175,800	210,900	258,900	298,800	345,500
	11	177,400	212,500	259,900	300,900	347,600
	12	179,000	214,100	260,900	303,100	349,700
	13	180,600	215,700	262,200	305,100	351,200
	14	182,200	217,300	263,500	307,000	353,200
	15	183,800	218,900	265,100	309,100	355,100
	16	185,400	220,500	266,500	311,100	357,100
	17	186,900	222,100	268,000	313,100	358,900
	18	188,500	223,700	269,800	315,100	360,900
	19	190,100	225,300	271,600	317,200	362,900
	20	191,700	226,900	273,400	319,300	364,900
	21	193,200	228,300	275,200	321,100	366,700
	22	194,700	229,900	277,000	323,100	368,700
	23	196,300	231,400	278,800	324,900	370,800
	24	197,800	233,000	280,500	326,900	372,900
	25	199,400	234,100	282,300	328,600	374,300
	26	201,100	235,600	284,200	330,500	376,100
	27	202,700	237,000	286,100	332,500	377,900
	28	204,400	238,200	287,900	334,500	379,600
	29	205,800	239,800	289,600	335,800	381,400
	30	207,400	241,200	291,400	337,600	382,900
	31	209,000	242,400	293,200	339,300	384,500
	32	210,600	243,800	295,100	341,100	386,200
	33	212,000	244,700	296,800	342,800	387,500
	34	213,600	245,900	298,500	344,600	388,800
	35	215,300	247,100	300,300	346,500	390,100
	36	217,000	248,300	302,100	348,300	391,300
	37	218,300	249,700	303,400	350,100	392,400
	38	219,800	250,700	305,100	351,800	393,600
	39	221,200	251,700	306,600	353,400	394,700
	40	222,700	252,800	308,200	355,100	395,800
	41	224,100	254,000	309,900	356,300	396,600
	42	225,500	255,300	311,600	357,400	397,400
	43	226,800	256,700	313,200	358,600	398,200
	44	228,100	258,200	314,900	359,800	399,000
	45	229,400	259,600	315,800	361,000	399,400
	46	230,800	261,300	317,200	361,800	400,000
	47	232,300	263,000	318,700	363,000	400,500
	48	233,700	264,600	320,300	364,100	400,900

再任 用職 員以 外の 職員	49	234,800	266,000	321,700	365,100	401,300
	50	236,100	267,800	323,000	366,100	401,600
	51	237,100	269,500	324,200	367,100	401,900
	52	238,400	271,200	325,500	368,100	402,200
	53	239,800	272,700	326,600	368,900	402,500
	54	241,100	274,400	327,600	369,700	402,800
	55	242,200	276,100	328,700	370,600	403,100
	56	243,500	277,700	329,700	371,500	403,400
	57	244,800	279,200	330,200	372,000	403,700
	58	245,900	280,800	331,100	372,800	404,000
	59	247,100	282,500	331,900	373,600	404,300
	60	248,200	284,200	332,800	374,400	404,700
	61	249,300	285,700	333,600	374,800	404,900
	62	250,700	287,400	333,900	375,500	405,200
	63	252,200	289,100	334,500	376,200	405,500
	64	253,500	290,700	335,200	376,900	405,800
	65	255,100	291,900	335,800	377,300	406,000
	66	256,500	293,500	336,500	377,900	
	67	257,900	294,800	337,200	378,600	
	68	259,200	296,400	337,900	379,200	
	69	260,300	297,700	338,600	379,600	
	70	261,700	299,200	339,100	380,100	
	71	263,100	300,600	339,700	380,600	
	72	264,400	302,100	340,300	381,100	
	73	265,200	303,100	340,600	381,700	
	74	266,500	304,300	341,200	382,200	
	75	267,800	305,500	341,700	382,800	
	76	269,100	306,900	342,300	383,400	
	77	270,000	308,200	342,800	383,900	
	78	271,200	309,400	343,300	384,400	
	79	272,500	310,700	343,800	384,900	
	80	273,800	311,900	344,200	385,400	
	81	274,600	313,300	344,500	385,700	
	82	275,700	314,100	344,800	386,200	
	83	276,600	314,900	345,200	386,600	
	84	277,700	315,700	345,500	387,000	
	85	278,700	316,300	346,000	387,400	
	86	279,700	317,000	346,300		
	87	280,800	317,700	346,600		
	88	281,900	318,300	346,900		
	89	282,500	319,000	347,300		
	90	283,200	319,200	347,600		
	91	283,700	319,800	348,000		
	92	284,500	320,400	348,300		
	93	285,300	321,000	348,700		
	94	285,900	321,500	349,000		
	95	286,500	322,000	349,300		
	96	287,100	322,500	349,600		
	97	287,800	323,100	349,900		
	98	288,300	323,600	350,300		
	99	288,700	324,000	350,700		
	100	289,100	324,500	351,100		

101	289,300	325,000	351,600		
102	289,500	325,400	352,000		
103	289,700	325,600	352,400		
104	289,900	326,000	352,800		
105	290,300	326,400	353,300		
106	290,500	326,800			
107	290,700	327,200			
108	290,900	327,600			
109	291,300	327,900			
110	291,500	328,100			
111	291,700	328,500			
112	292,000	328,800			
113	292,400	329,000			
114	292,700	329,300			
115	292,900	329,600			
116	293,200	329,900			
117	293,500	330,100			
118	293,700	330,400			
119	293,900	330,800			
120	294,200	331,000			
121	294,500	331,200			
122		331,400			
123		331,800			
124		332,000			
125		332,200			
126		332,600			
127		333,000			
128		333,400			
129		333,600			
再任用職員	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療X線技師、臨床検査技師、療法士等に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165,300	195,300	257,100	278,300	330,100
	2	167,400	197,100	258,100	280,200	332,200
	3	169,500	198,900	259,100	282,100	334,200
	4	171,600	200,700	260,100	284,000	336,400
	5	173,700	202,500	261,100	285,900	338,400
	6	175,800	204,300	262,100	287,700	340,500
	7	177,900	206,100	263,000	289,500	342,600
	8	180,000	207,900	264,100	291,400	344,700
	9	182,100	209,700	264,700	293,100	346,200
	10	184,200	211,500	265,700	294,900	348,200
	11	186,300	213,300	266,500	296,800	350,100
	12	188,400	215,100	267,500	298,600	352,100
	13	190,500	216,900	268,600	300,500	354,000
	14	192,600	218,700	269,400	302,400	356,100
	15	194,700	220,500	270,500	304,200	358,200
	16	196,700	222,300	271,700	306,100	360,200
	17	198,800	224,100	273,000	307,600	362,200
	18	201,100	225,900	274,200	309,200	364,200
	19	203,400	227,700	275,400	311,000	366,300
	20	205,700	229,500	276,800	312,800	368,400
	21	208,100	231,300	278,100	314,500	370,100
	22	209,500	233,100	279,500	316,100	372,200
	23	210,900	234,900	280,700	317,800	374,300
	24	212,100	236,700	282,000	319,500	376,300
	25	213,500	238,500	283,600	320,900	378,300
	26	214,900	240,300	285,200	322,400	379,900
	27	216,400	242,100	286,700	323,900	381,800
	28	217,600	243,900	288,100	325,400	383,700
	29	219,000	245,300	289,400	326,800	385,500
	30	220,500	246,600	291,200	328,200	387,200
	31	222,000	247,700	293,000	329,700	389,100
	32	223,500	249,000	294,700	331,300	390,900
	33	224,700	250,000	296,000	332,400	392,600
	34	226,400	251,100	297,600	333,900	394,300
	35	228,100	252,000	299,200	335,300	396,100
	36	229,800	252,900	300,900	336,800	397,800
	37	231,100	254,100	302,300	338,400	399,400
	38	232,800	255,200	303,800	339,900	401,100
	39	234,500	256,000	305,400	341,500	402,900
	40	236,200	257,000	307,000	343,000	404,700
	41	237,800	257,600	308,300	344,700	406,200
	42	239,200	258,500	309,700	346,300	407,700
	43	240,500	259,500	311,100	347,800	409,200

	44	241,600	260,400	312,700	349,400	410,500
	45	242,800	261,300	314,200	350,600	411,600
	46	243,900	262,300	315,600	352,100	412,700
	47	244,800	263,200	317,000	353,600	413,800
	48	245,900	264,200	318,500	355,000	415,000
	49	246,800	265,400	319,300	356,600	416,300
	50	247,900	266,500	320,700	357,600	417,400
	51	248,800	267,700	322,100	359,100	418,600
	52	249,900	268,900	323,600	360,400	419,700
	53	250,400	270,100	324,700	361,800	420,900
	54	251,300	271,600	326,100	363,200	421,900
	55	252,200	273,200	327,400	364,500	423,000
	56	253,100	274,600	328,700	365,900	424,100
	57	253,900	276,200	330,100	367,400	425,200
	58	254,900	277,700	331,500	368,600	425,700
	59	255,800	279,000	332,900	369,700	426,300
	60	256,800	280,300	334,200	370,900	426,700
	61	257,800	281,900	335,100	372,000	427,300
	62	258,900	283,300	336,400	372,900	427,800
	63	260,100	284,800	337,600	373,900	428,200
	64	261,300	286,200	338,900	374,900	428,700
	65	262,400	287,500	340,000	375,500	429,300
	66	263,900	289,000	340,900	376,300	429,700
	67	265,300	290,500	342,100	377,100	430,000
	68	266,700	292,100	343,400	377,900	430,300
	69	268,200	293,400	344,500	378,600	430,700
	70	269,800	294,800	345,700	379,300	
	71	271,300	296,300	346,900	380,100	
	72	272,800	297,800	348,000	380,800	
	73	274,200	298,900	349,000	381,400	
	74	275,700	300,200	350,000	382,000	
	75	277,200	301,400	351,100	382,700	
	76	278,500	302,800	352,200	383,300	
	77	279,900	304,200	353,000	384,000	
	78	281,400	305,500	354,100	384,500	
	79	282,900	306,900	355,200	385,100	
	80	284,400	308,300	356,300	385,600	
再任 用職 員以 外の 職員	81	285,500	309,100	357,000	386,000	
	82	287,000	310,300	357,800	386,600	
	83	288,500	311,500	358,600	387,100	
	84	289,900	312,900	359,300	387,400	
	85	290,900	314,000	359,900	387,700	
	86	292,300	315,300	360,400	388,200	
	87	293,500	316,600	361,000	388,600	
	88	294,800	317,800	361,500	388,900	
	89	296,200	319,100	362,100	389,200	
	90	297,500	320,400	362,600	389,700	

91	298,700	321,700	363,200	390,200
92	300,000	323,000	363,700	390,600
93	300,500	323,700	364,100	390,900
94	301,700	324,800	364,500	391,300
95	302,800	325,900	365,100	391,800
96	304,000	326,800	365,600	392,200
97	305,100	328,100	365,900	392,600
98	306,300	328,800	366,400	
99	307,500	329,900	366,800	
100	308,600	331,100	367,100	
101	309,900	332,200	367,700	
102	311,100	333,400	368,200	
103	312,300	334,500	368,700	
104	313,500	335,700	369,200	
105	314,300	336,800	369,800	
106	315,000	337,900	370,300	
107	315,700	338,900	370,800	
108	316,300	340,000	371,200	
109	317,000	340,900	371,800	
110	317,300	341,900	372,300	
111	317,900	342,800	372,800	
112	318,600	343,800	373,300	
113	319,000	344,800	373,900	
114	319,600	345,600	374,300	
115	320,200	346,400	374,800	
116	320,800	347,200	375,300	
117	321,200	347,800	375,900	
118	321,700	348,400		
119	322,200	349,100		
120	322,700	349,700		
121	323,100	350,100		
122	323,500	350,500		
123	323,800	351,000		
124	324,100	351,400		
125	324,500	351,900		
126	324,900	352,300		
127	325,300	352,800		
128	325,600	353,200		
129	325,800	353,500		
130	326,100	354,000		
131	326,500	354,400		
132	326,700	354,700		
133	326,900	355,200		
134	327,200	355,700		
135	327,500	356,200		
136	327,800	356,700		
137	328,000	357,200		

	138	328,300	357,700			
	139	328,700	358,200			
	140	328,900	358,600			
	141	329,100	359,000			
	142	329,300	359,400			
	143	329,700	359,900			
	144	329,900	360,400			
	145	330,200	360,800			
	146	330,600	361,300			
	147	331,000	361,800			
	148	331,400	362,300			
	149	331,700	362,600			
	150	332,100				
	151	332,500				
	152	332,900				
	153	333,200				
	154	333,600				
	155	333,900				
	156	334,300				
	157	334,600				
	158	335,000				
	159	335,400				
	160	335,800				
	161	336,100				
	162	336,500				
	163	336,900				
	164	337,300				
	165	337,600				
再任用職員		255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院等に勤務する看護師等に適用する。

議案第 87 号

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年秩父市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 227.5」に改める。

第 2 条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 212.5、1 2 月に支給する場合には 100 分の 227.5」を「100 分の 220」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 11 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第 88 号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 227.5」に改める。

第 2 条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 212.5、12 月に支給する場合には 100 分の 227.5」を「100 分の 220」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 11 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

余 白

議案第 89 号

専決処分について

平成 30 年度秩父市一般会計補正予算（第 3 回）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 30 年 11 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

平成30年度秩父市一般会計補正予算（第3回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年10月10日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

平成30年度秩父市一般会計補正予算（第3回）

平成30年度秩父市一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	補 正 前	
	期 間	限度額
省エネ設備借上料 (秩父市特別養護老人ホーム借楽苑外)	平成31年度から 平成44年度まで	126,900
省エネ設備借上料 (秩父市吉田元気村)	平成31年度から 平成44年度まで	41,850
省エネ設備借上料 (秩父市文化体育センター)	平成31年度から 平成44年度まで	75,600

(単位：千円)

補 正 後	
期 間	限度額
平成31年度から 平成39年度まで	116,918
平成31年度から 平成39年度まで	19,622
平成31年度から 平成39年度まで	107,810

平成30年度秩父市一般会計補正予算(第3回)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

変更前

(平成30年度に係る分)

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国県 支出金	地方債	その他	
2 省エネ設備借上料 (秩父市特別養護老人ホーム借楽苑外)	126,900			平成31年度 から平成44 年度まで	126,900				126,900
3 省エネ設備借上料 (秩父市吉田元気村)	41,850			平成31年度 から平成44 年度まで	41,850				41,850
4 省エネ設備借上料 (秩父市文化体育センター)	75,600			平成31年度 から平成44 年度まで	75,600				75,600

変更後

(平成30年度に係る分)

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国県 支出金	地方債	その他	
2 省エネ設備借上料 (秩父市特別養護老人ホーム借楽苑外)	116,918			平成31年度 から平成39 年度まで	116,918				116,918
3 省エネ設備借上料 (秩父市吉田元気村)	19,622			平成31年度 から平成39 年度まで	19,622				19,622
4 省エネ設備借上料 (秩父市文化体育センター)	107,810			平成31年度 から平成39 年度まで	107,810				107,810

議案第 90 号

市道の路線変更について

次のとおり市道を路線変更することについて議決を求める。

路線名	旧新別	起 点		重要な 経過地
		終 点		
中央 5 9 9 号線	旧	秩父市日野田町二丁目	6 5 1 2 番 1 地先	
		秩父市大宮字武山腰	6 6 3 5 番 地先	
	新	秩父市日野田町二丁目	6 5 1 2 番 1 地先	
		秩父市大宮字武山腰	6 6 3 0 番 地先	
中央 6 4 1 号線	旧	秩父市上野町	7 9 9 番 3 地先	
		秩父市上野町	7 9 9 番 9 地先	
	新	秩父市上野町	7 9 9 番 3 地先	
		秩父市上野町	8 0 1 番 1 地先	

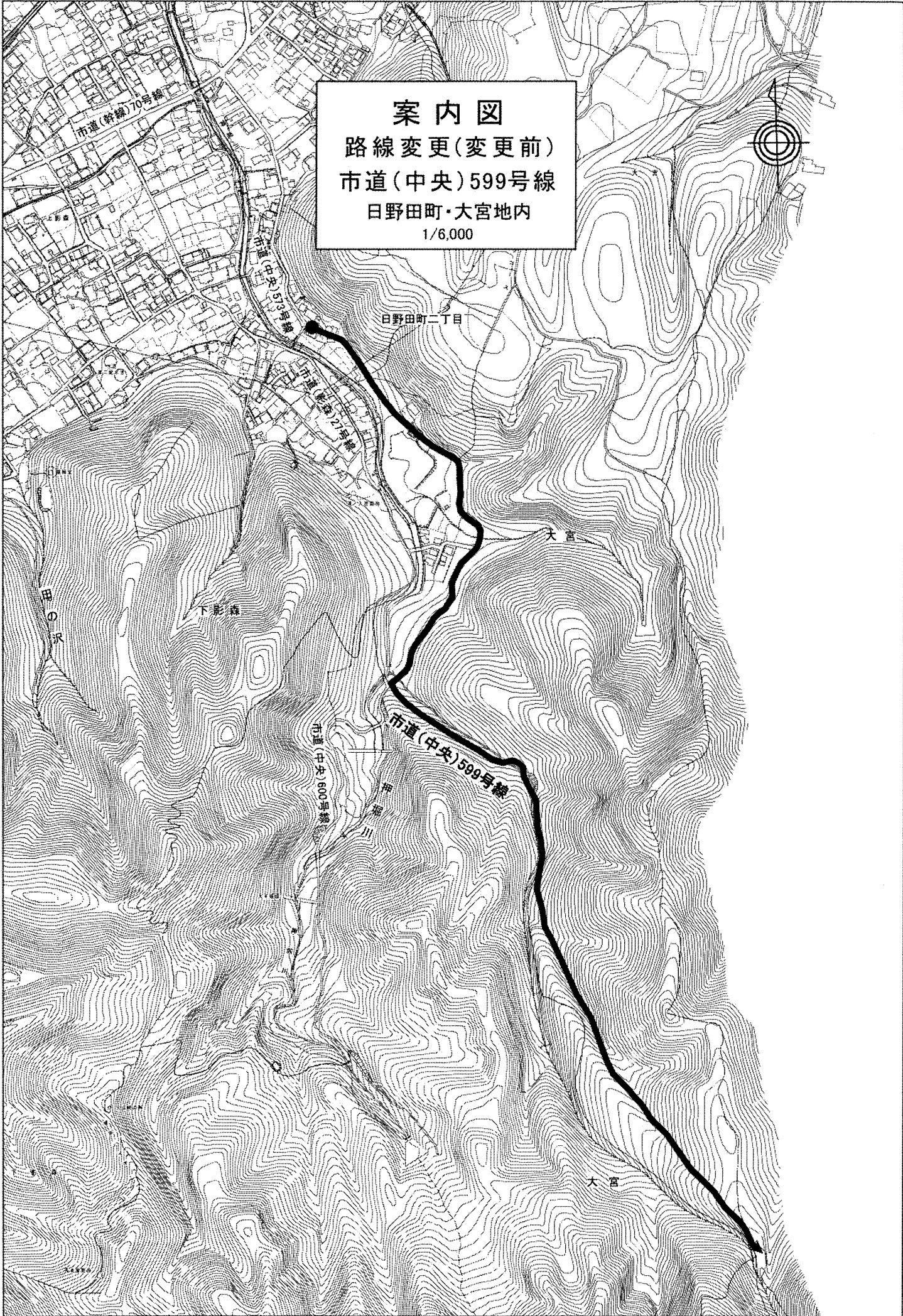
平成 30 年 11 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

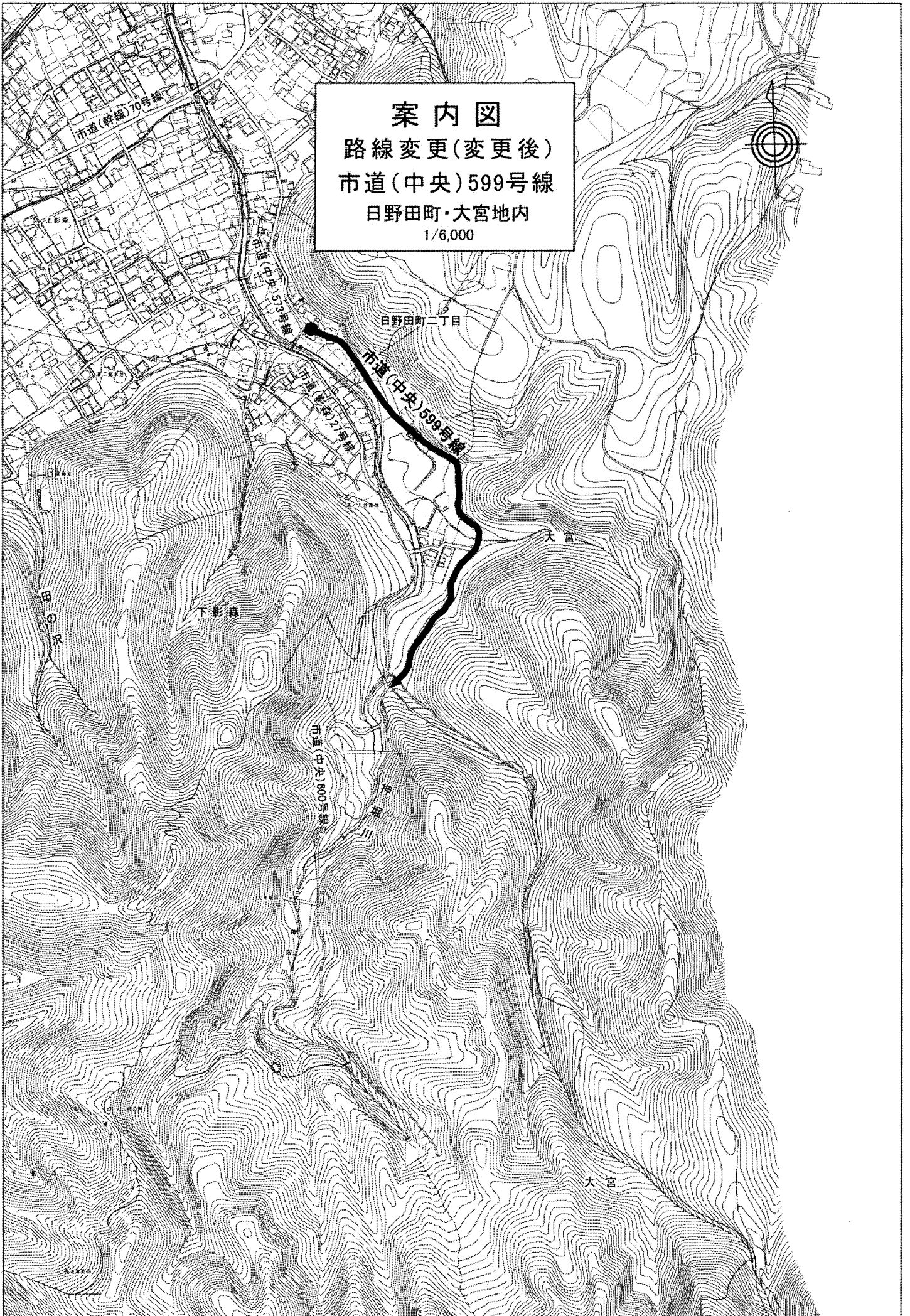
提案理由

路線を変更し管理したいため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により提出する。

案内図
路線変更(変更前)
市道(中央)599号線
日野田町・大宮地内
1/6,000



案内図
路線変更(変更後)
市道(中央)599号線
日野田町・大宮地内
1/6,000



案内図
路線変更(変更前)
市道(中央)641号線
上野町地内
1/2,500



案内図

路線変更(変更後)

市道(中央)641号線

上野町地内

1/2,500



議案第 9 1 号

市道の廃止について

次のとおり市道を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
大滝 2 1 1 号線	秩父市中津川字相原山 5 4 0 番 1 地先	
	秩父市中津川字相原山 5 4 0 番 1 地先	

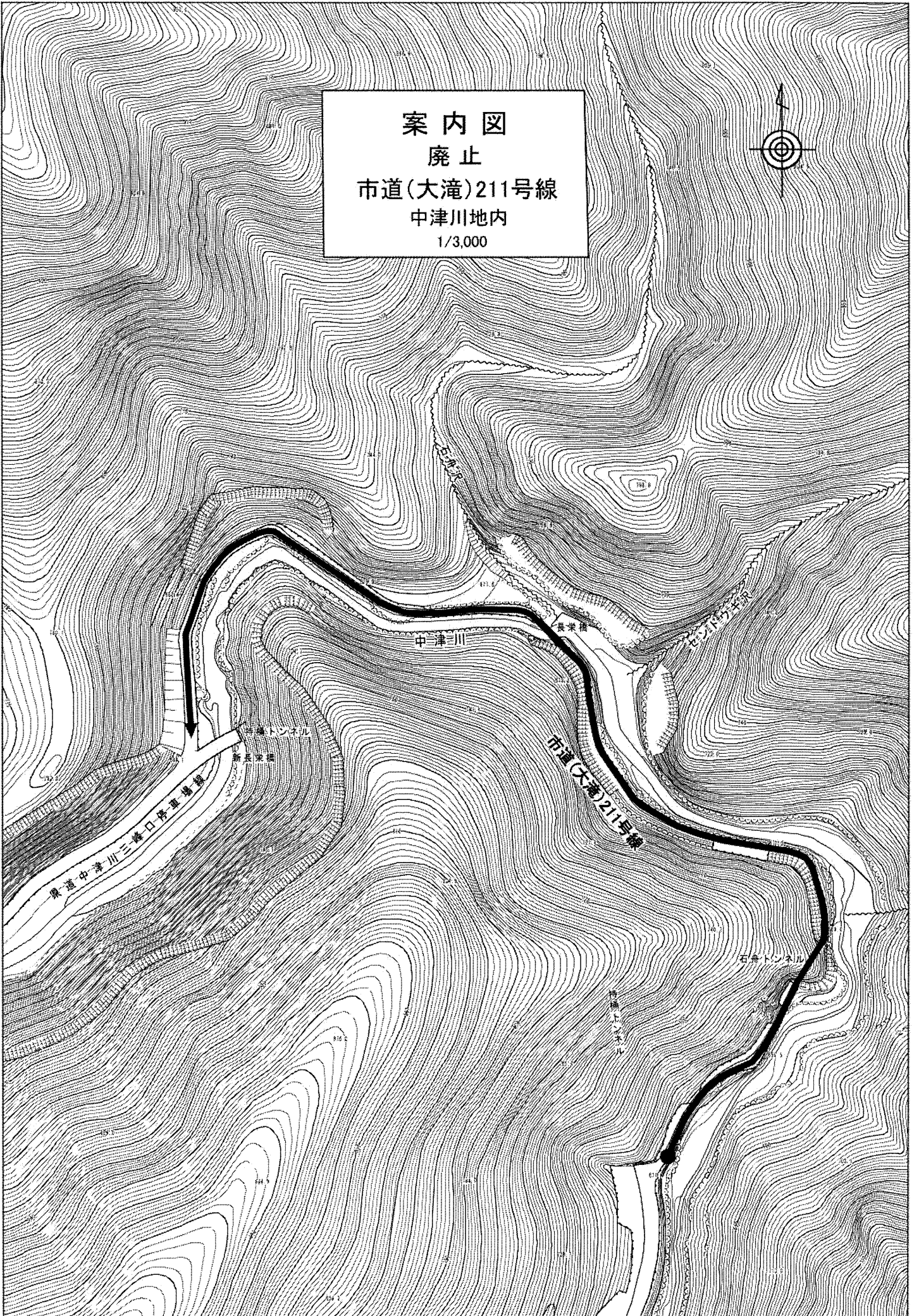
平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提 出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

市道を廃止したいため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。

案内図
廃止
市道(大滝)211号線
中津川地内
1/3,000



議案第92号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名	秩父市防災行政無線システム整備工事
請負金額	変更前 金822,960,000円
	変更後 金861,759,000円

平成30年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市防災行政無線システム整備工事の請負変更契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年秩父市条例第61号）第2条の規定により提出する。

議案第 9 3 号

秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「秩父市の長の選挙における候補者（以下「長の候補者」という。）」を「議員及び長の候補者」に改める。

第 9 条及び第 1 0 条中「長の候補者」を「議員及び長の候補者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）の一部改正に伴い、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営について、所要の改正を行いたいため。

議案第94号

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例（平成26年秩父市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第1項中「同項第2号に規定する所得割」の次に「（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）」を加え、「この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とし、」を削り、「とする」を「とし、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が当該所得割の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者は、当該所得割の賦課期日において市内に住所を有していたものとみなす」に改め、同表備考第4項中「、第2項及び前項」を「及び前2項」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第3項を同表備考第4項とし、同表備考第2項を同表備考第3項とし、同表備考第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する者であるときは、これらの者の申請に基づき、これらの者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）並びに第314条の2第1項（第8号に係る部分に限る。）及び第3項の規定を適用する。この場合において、同項中「寡婦のうち同号イに該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）又は生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者（同項第7号に規定する控除対象配偶者をいう。）又は扶養親族とされている者を除く。次号において同じ。）であって当該年度（4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては、前年度）の初日の属する年の前年（次号において「前年」という。）の同法第313条第1項の

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（次号において「総所得金額等」という。）が38万円以下であるものを有している者

(2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子であって前年の総所得金額等が38万円以下であるものを有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下である者
別表第2備考第1項中「別表第1備考第1項」の次に「及び第2項」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年9月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、平成30年9月以後の月分の利用者負担額並びに特定保育所、市立保育所及び市立幼稚園の保育料（以下「利用者負担額等」という。）について適用し、同年8月以前の月分の利用者負担額等については、なお従前の例による。

平成30年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例による利用者負担額の算定について、所要の改正を行いたいため。

議案第95号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成17年秩父市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「別表第25号若しくは第26号」を「別表第26号若しくは第27号」に、「同表第29号若しくは第30号」を「同表第30号若しくは第31号」に、「同表第31号若しくは第32号」を「同表第32号若しくは第33号」に改め、同条第5項中「別表第83号」を「別表第84号」に改める。

第6条第5項中「別表第47号から第49号まで」を「別表第48号から第50号まで」に改める。

別表第15号中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。

別表中第88号を第89号とし、第22号から第87号までを1号ずつ繰り下げ、第21号の次に次のように加える。

22 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき27,000円
--	--------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、認定に係る事務について新たに手数料額を規定するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 96 号

秩父市立共同調理場条例の一部を改正する条例

秩父市立共同調理場条例（平成 17 年秩父市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表影森小学校共同調理場の項を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 11 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

老朽化した影森小学校共同調理場を廃止し、荒川共同調理場に統合したいため。

議案第97号

平成30年度秩父市一般会計補正予算（第4回）

平成30年度秩父市一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,057千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,844,057千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の追加及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年11月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,358,818	△91,742	3,267,076
	1 国庫負担金	2,760,965	40,000	2,800,965
	2 国庫補助金	585,311	△131,742	453,569
15 県支出金		1,779,985	20,208	1,800,193
	1 県負担金	957,857	20,000	977,857
	2 県補助金	563,431	208	563,639
17 寄附金		106,302	100,185	206,487
	1 寄附金	106,302	100,185	206,487
18 繰入金		1,457,654	6	1,457,660
	1 繰入金	1,457,654	6	1,457,660
21 市債		3,264,034	17,400	3,281,434
	1 市債	3,264,034	17,400	3,281,434
歳入合計		29,798,000	46,057	29,844,057

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		235,486	△1,300	234,186
	1 議会費	235,486	△1,300	234,186
2 総務費		3,384,957	44,736	3,429,693
	1 総務管理費	2,765,220	67,421	2,832,641
	2 徴税費	337,687	△13,205	324,482
	3 戸籍住民基本台帳費	155,721	△10,100	145,621
	4 選挙費	100,968	400	101,368
	6 監査委員費	19,196	220	19,416
3 民生費		10,272,174	△200,358	10,071,816
	1 社会福祉費	4,989,156	51,840	5,040,996
	2 児童福祉費	4,111,915	△258,348	3,853,567
	3 生活保護費	1,153,213	6,480	1,159,693
	4 国民年金費	16,594	△330	16,264
4 衛生費		2,833,428	△7,414	2,826,014
	1 保健衛生費	888,353	△12,000	876,353
	3 清掃費	591,871	4,586	596,457
6 農林水産業費		641,538	△3,723	637,815
	1 農業費	346,557	297	346,854
	2 林業費	294,981	△4,020	290,961
7 商工費		646,750	5,620	652,370
	1 商工費	646,750	5,620	652,370
8 土木費		3,061,294	16,960	3,078,254
	1 土木管理費	210,417	570	210,987
	2 道路橋りょう費	1,610,069	6,730	1,616,799
	4 都市計画費	1,081,999	5,780	1,087,779
	5 住宅費	125,032	3,880	128,912
9 消防費		1,710,894	3,000	1,713,894
	1 消防費	1,710,894	3,000	1,713,894
10 教育費		2,245,195	127,218	2,372,413
	1 教育総務費	451,963	2,176	454,139
	2 小学校費	432,854	73,034	505,888
	3 中学校費	259,998	66,361	326,359
	4 幼稚園費	130,289	△7,620	122,669
	5 社会教育費	459,749	△3,243	456,506
	6 保健体育費	510,342	△3,490	506,852
13 諸支出金		1,197,862	100,000	1,297,862

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 基金費	1,197,862	100,000	1,297,862
14 予備費		208,303	△38,682	169,621
	1 予備費	208,303	△38,682	169,621
歳出	合計	29,798,000	46,057	29,844,057

第 2 表 地方債補正

(追加及び廃止)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
2 認定こども園整備事業費	80,300	普通貸借又は は 証 券 発 行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
11 小学校ブロック塀等耐震改修事業費	0		
12 中学校校舎空調整備事業費	0		
13 中学校ブロック塀等耐震改修事業費	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	0	補正前に同じ。		
	50,000			
	42,900			
	4,800			

議案第98号

平成30年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

平成30年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,179千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,802,149千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月27日提出

秩父市長 久喜邦康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		609,715	△1,179	608,536
	1 他会計繰入金	609,715	△1,179	608,536
歳入合計		6,803,328	△1,179	6,802,149

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		99,702	△1,179	98,523
	1 総務管理費	95,607	△1,179	94,428
歳 出 合 計		6,803,328	△1,179	6,802,149

3 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		75,005	△588	74,417
	1 施設管理費	74,957	△588	74,369
4 予備費		5,316	588	5,904
	1 予備費	5,316	588	5,904
歳 出 合 計		117,999	0	117,999

議案第 99 号

平成 30 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 30 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,641 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,716,086 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 11 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,522,655	254	1,522,909
	2 国庫補助金	493,779	254	494,033
4 県支出金		919,439	1,930	921,369
	1 県負担金	871,593	1,803	873,396
	2 県補助金	47,846	127	47,973
6 繰入金		1,127,508	△8,825	1,118,683
	1 一般会計繰入金	977,508	△8,825	968,683
歳入合計		6,722,727	△6,641	6,716,086

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		191,428	△8,952	182,476
	1 総務管理費	126,603	△8,952	117,651
3 地域支援事業費		342,089	659	342,748
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	50,644	659	51,303
5 諸支出金		131,023	2,838	133,861
	1 償還金及還付加算 金	69,592	2,832	72,424
	2 繰 出 金	61,431	6	61,437
6 予 備 費		46,452	△1,186	45,266
	1 予 備 費	46,452	△1,186	45,266
歳 出 合 計		6,722,727	△6,641	6,716,086

議案第100号

平成30年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第2回）

平成30年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成30年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		839,815	5,738	845,553
	1 総務費	509,394	5,919	515,313
	2 公共下水道築造事業費	330,421	△181	330,240
3 予備費		174,715	△5,738	168,977
	1 予備費	174,715	△5,738	168,977
歳出合計		1,500,625	0	1,500,625

議案第101号

平成30年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）

平成30年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成30年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		191,994	△3,561	188,433
	1 総務費	191,994	△3,561	188,433
3 予備費		2,834	3,561	6,395
	1 予備費	2,834	3,561	6,395
歳出合計		242,523	0	242,523

議案第102号

平成30年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）

平成30年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成30年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		14,541	2,018	16,559
	1 総務管理費	14,541	2,018	16,559
5 予備費		11,334	△2,018	9,316
	1 予備費	11,334	△2,018	9,316
歳出合計		261,369	0	261,369

